

免許番号 区第15号

漁場の位置 高砂市高砂町相生町地先

漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域

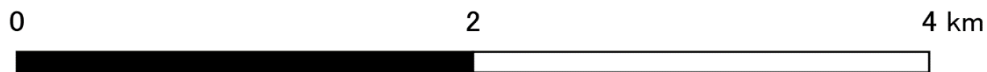
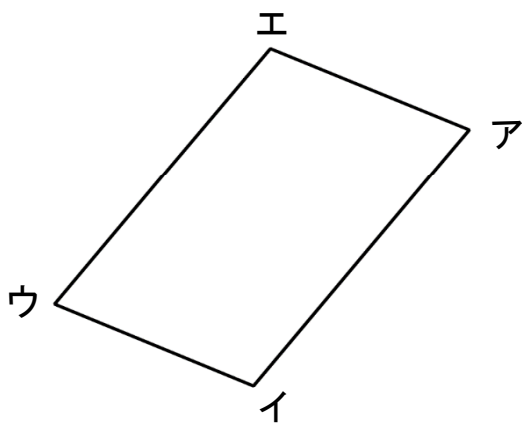
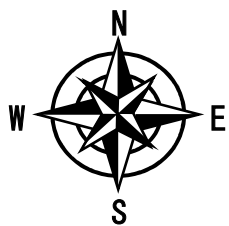
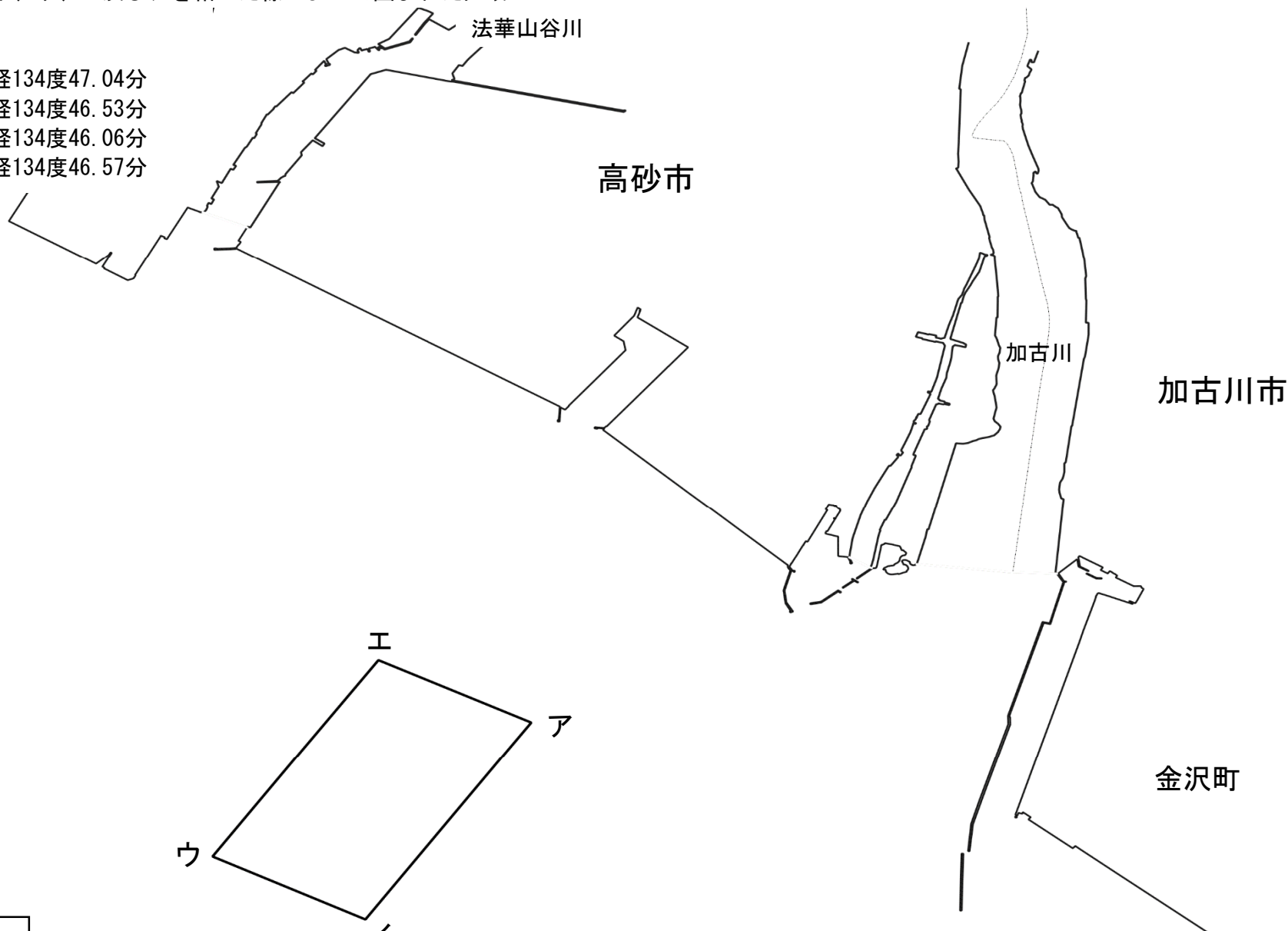
点の位置

ア 北緯34度43.42分、東経134度47.04分

イ 北緯34度42.76分、東経134度46.53分

ウ 北緯34度42.97分、東経134度46.06分

エ 北緯34度43.63分、東経134度46.57分



令和5年9月1日 免許

区第15号

1	表 示				表示 番号	表 示	
1	免許年月日	令和5年9月1日	存続 期間	令和5年9月 1日から 令和10年8月31日まで	1	左記のとおり漁業権の設定を登録する。 令和5年9月1日	
	漁 場	別紙漁場図のとおり					
	漁業の種類 主な漁獲物 漁業の時期	第1種区画漁業 のり・わかめ養殖業		のり養殖業にあつては9月10日か ら5月15日まで、わかめ養殖業に あつては10月1日から6月30日ま で			
	制 限 又 は 条 件	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる 標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。					
漁 業 権 区			先 取 特 権 区		抵 当 権 区		入 漁 権 区
順位 番号	事 項		順位 番号	事 項		順位 番号	事 項
1	高砂市高砂町材木町1198番地 高砂漁業協同組合 他4組合 のため漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日						
海 区	兵庫県瀬戸内海海区		免許番号	区第15号		摘 要	

免許番号	区第15号		摘要				
共有漁業権事項							
持分	漁業権区		先取特権区		抵当権区		備考
	順位番号	事項	順位番号	事項	順位番号	事項	
	1	高砂市高砂町材木町1198番地 高砂漁業協同組合 明石市二見町東二見2017番地の7 東二見漁業協同組合 明石市二見町西二見1003番地の2 西二見漁業協同組合 加古郡播磨町古宮768番地 播磨町漁業協同組合 加古川市尾上町池田2133番地の1 東播磨漁業協同組合					